

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

法制定の背景

資源制約

- 新興国の需要増大に伴う資源価格高騰
- 資源供給の偏在性と寡占性

環境制約

- 最終処分場の逼迫
- 適正な環境管理

・使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられていることへの対応が急務。

法制定の目的

使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、
廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

法律の内容

基本方針

- 環境大臣及び経済産業大臣が、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を策定、公表
(内容)再資源化の促進の基本的方向、再資源化を実施すべき量に関する目標、
促進のための措置に関する事項、個人情報の保護その他の配慮すべき重要事項 等

再資源化を促進するための措置

- 再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けることができる。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等による廃棄物処理業の許可を不要とする。
- 再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者については、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の対象とする。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

市町村等が回収した使用済小型電子機器等について、これを引き取り確実に適正なりサイクルを行うことを約束した者(リサイクルをしようとする者で構成される)を国が認定し、廃棄物処理法の特例措置を講じる制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表
(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等

